車両系木材伐出機械の運転業務が労働安全衛生規則の一部改正により「特別教育」の対象となる

省令改正のポイント

近年労働災害が増加傾向にあるハーベスタ、プロセッサ等の車両系伐木等機械、スイングヤーダ、タワーヤーダ等の車両系架線集材機械、そして従来から行政指導通達により実施していたフォワーダ等の林内作業車、小型運材車等の車両系走行集材機械の運転業務について、平成25年11月29日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、「特別教育」により実施することが必要となりました。

省令改正のポイントは、以下のとおりです。

1 定義等

車両系木材伐出機械とは、伐木等機械、走行集材機械および架線集材機械をいいます。［根拠：安衛則第151条の84］

なお、これらの運転の業務に係る特別教育を修了しても、車両系木材伐出機械で道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第１号の道路）上を走行することはできません。

簡易架線集材装置とは、集材機、架線、搬器、支柱およびこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備をいいます。［根拠：安衛則第36条第７号の２］

また、架線集材機械を機械集材装置または簡易架線集材装置の集材機として用いる場合は、それぞれ、機械集材装置または簡易架線集材装置に関する法令が適用されます。

ただし、主索を張って原木等を運搬する場合には、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する場合であっても、簡易架線集材装置ではなく、機械集材装置に該当します。

2 車両系木材伐出機械および簡易架線集材装置の運転の業務に係る特別教育の範囲について

「伐木等機械の運転の業務」「走行集材機械の運転の業務」「簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務」に労働者を就かせるときは、「特別教育」の実施が必要となりました。

車両系木材伐出機械（特別教育に追加）

- **伐木等機械**［根拠：安衛則第36条第６号の２］
  - ・ハーベスタ、プロセッサ、グラップルソー、木材グラップル等
- **走行集材機械**［根拠：安衛則第36条第６号の３］
  - ・フォワーダ、小型運材車、スキッダ等

簡易架線集材装置（特別教育に追加）

［注］架線集材機械と簡易架線集材装置の特別教育は一体として行うこととなっている。

- **架線集材機械**［根拠：安衛則第36条第７号の２］
  - ・スイングヤーダ、タワーヤーダ等
- **簡易架線集材装置（荷を地引きで集材）**［根拠：安衛則第36条第７号の２］
  - ・架線集材機械等により荷を地引きで集材する施設
- **機械集材装置（荷を空中に吊り上げて集材）**［根拠：安衛則第36条第７号］
  - ・林業架線集材により荷を空中に吊り上げ集材する施設
    架線集材機械（タワーヤーダ）でも空中吊りはこれに該当

3 特別教育の開催について

「伐木等機械の運転の業務」「走行集材機械の運転の業務」「簡易架線集材装置の運転又は架線集材機械の運転の業務」の特別教育については、支部の体制が整い次第開催することとしております。

開催の情報については、今後林災防ホームページに掲載するので、ご覧ください。

林災防ホームページ（平成25年度技能講習等の実施予定）
http://www.rinsaibou.or.jp/cont05/05_frm.html